

人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会の官職の指定について

令和 6 年 ● 月 ● 日
人権教育・啓発関係府省庁
連絡会議議長決定

人権教育・啓発関係府省庁連絡会議の開催について（令和 6 年 ● 月 ● 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会の官職を以下のとおり指定する。

議長	法務省人権擁護局人権啓発課長
	文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
構成員	内閣官房アイヌ総合政策室参事官
	内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長
	内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総括担当）
	内閣府男女共同参画局総務課長
	警察庁長官官房企画課長
	こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）
	総務省大臣官房企画課長
	外務省総合外交政策局人権人道課長
	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
	厚生労働省政策統括官付政策統括室参事官（総合政策統括担当）
	農林水産省経営局経営政策課長
	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課長
	経済産業省大臣官房ビジネス・人権政策調整室長
	国土交通省大臣官房参事官（労務管理担当）
	環境省大臣官房総合政策課長
	防衛省人事教育局人材育成課長
	人事院人材局研修推進課長